

# 名古屋港管理組合公報

平成19年11月15日  
(木曜日)  
第406号

目次	
条 例	
○名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	1
○給与条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
規 則	
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
○旅費条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則……………	1
○平成12年度及び平成15年度における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則……………	2
告 示	
○平成19年度名古屋港管理組合補正予算の要領……………	3
訓 令	
○出勤簿処理規程の一部改正……………	6
雑 報	
○職員の退職……………	6
○公報第396号……………	6

## 条 例

名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成十九年十一月十五日  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合条例第八号

名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。  
第七条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。  
(名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部改正)

**第二条** 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

---

給与条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成十九年十一月十五日  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合条例第九号

給与条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(給与条例の一部改正)

**第一条** 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。  
第一条及び第六条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。  
第七条中「規則で定める時間」を「一日を通じて二時間に改める。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成十九年十一月十五日  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合規則第十四号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第七条」に、「同項」を「同条」に改め、同項を同条とする。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

---

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成十九年十一月十五日  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合規則第十五号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則  
旅費条例施行規則(昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第三号中「郵便線路図(日本郵政公社)に掲げる」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された」に改め、同条第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長、その他これに準ずる当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により」を「前項第三号に規定する陸路の例に準じて」に改め、同条第三項中「郵便線路図に掲げる各市町村(東京都にあつては、区の存する区域)内における郵便局」を「その証明の基準となる点」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成十九年十一月十五日  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合規則第十六号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則  
失業者の退職手当支給規則(昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第十項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第二十條第一項若しくは」を「第二十條第一項又は」に改め、「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第十三条ノ十第一項若しくは第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第十一条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、特別の理由がある場合は、翌月の十日までに支給する。

第十六条の三中「第十条第一項第三号」を「第十条第一項第二号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十項、第十条及び第十六条の三の改正規定は、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から施行する。

平成十二年度及び平成十五年度における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

**名古屋港管理組合規則第十七号**

平成十二年度及び平成十五年度における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則

平成十二年度及び平成十五年度における退職料年額の改定等に関する規則（平成十二年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十二年度及び平成十五年度」を「平成十九年十月一日以後」に改める。

第二条第一項中「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に改め、「仮定給料年額」の下に「にそれぞれ調整改定率（恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）」を加え、同条第二項中「平成十五年四月分」を「平成十九年十月分」に改め、同項の表中「二十六万七千五百円」を「二十六万七千五百円（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）第六十二条の二第一項第一号に規定する子が二人以上あるときの加算額が二十六万七千五百円を上回る場合にあつては、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「五十二年法」という。）附則第十四条第一項第二号の政令で定める額を二十六万七千五百円に加算した額）」に、

附則第三項第二号及び第三号	十二万円	十五万二千八百円
---------------	------	----------

を

附則第三項第二号	十二万円	十五万二千八百円 （旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項第一号に規定する子が一人あるときの加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、五十二年法附則第十四条第一項第二号の政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）
附則第三項第三号	十二万円	十五万二千八百円 （旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項第二号に規定する加算額（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下「厚生年金加算額」という。）が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、五十二年法附則第十四条第二項第三号の政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）

に、

「平成十五年四月分」を「平成十九年十月分」に、「一、一三二、七〇〇円」を「一、一三二、七〇〇円に調整改定率を乗じて得た額」に、「八四九、五〇〇円」を「八四九、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額」に、「七九二、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額」に、「五九四、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十九年九月三十日」に改める。

第三条第一項中「平成十二年四月一日」を「平成十九年十月一日」に改め、同条第二項中「平成十二年度及び平成十五年度」を「平成十九年十月一日以後」に改める。

**附 則**

- （施行期日等）
- この規則は、公布の日から施行し、平成十九年十月一日から適用する。  
（普通退職料及び扶助料に関する経過措置）
  - 平成十九年九月三十日以前に給与事由の生じた普通退職料及び扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。  
（多額所得による普通退職料の停止についての経過措置）
  - この規則による改正後の平成十九年十月一日以後における退職料年額の改定等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、平成十九年九月三十日以前に給与事由の生じた普通退職料についても適用する。  
（普通退職料及び扶助料に関する特例）
  - 普通退職料及び扶助料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた日の属する月の前月以前に給与事

由の生じた普通退隠料及び扶助料の同月分までの年額については、当該改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退隠料及び扶助料の年額とする。

(多額所得による普通退隠料の停止についての特例)

- 5 普通退隠料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の四月分から同年六月分までの退隠料に関する改正後の規則第三条の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退隠料の年額をもつて行らものとする。

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第37号

平成19年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成19年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成19年11月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

### 平成19年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成19年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,035,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,043,100 <sup>千円</sup>	△ 43,700 <sup>千円</sup>	999,400 <sup>千円</sup>
	1 国庫負担金	1,043,100	△ 43,700	999,400
4 財産収入		4,755,374	30,528	4,785,902
	1 財産運用収入	4,755,354	30,528	4,785,882
5 寄附金		10	59,452	59,462
	1 寄附金	10	59,452	59,462
7 繰越金		400,000	867,720	1,267,720
	1 繰越金	400,000	867,720	1,267,720
9 組合債		9,444,500	△ 519,000	8,925,500
	1 組合債	9,444,500	△ 519,000	8,925,500
歳 入	合 計	34,640,000	395,000	35,035,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	6,051,297 <sup>千円</sup>	52,000 <sup>千円</sup>	6,103,297 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	5,977,791	52,000	6,029,791
3	企画調整費	1,181,915	0	1,181,915
	1 企画調整管理費	979,859	0	979,859
	2 調査費	202,056	0	202,056
5	建設費	11,122,649	39,400	11,162,049
	2 整備費	9,710,540	39,400	9,749,940
6	公債費	12,535,000	303,600	12,838,600
	1 公債費	12,535,000	303,600	12,838,600
歳出合計		34,640,000	395,000	35,035,000

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
鍋田ふ頭道路整備費	—	— <sup>千円</sup>	平成20年度	305,000 <sup>千円</sup>
金城ふ頭岸壁改良整備費	—	—	平成20年度	190,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	—	—	平成20年度	32,000
本庁舎等の建設及び管理運営	—	—	平成20年度～平成46年度	9,093,000 外に物価及び金利の変動による影響額

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
港湾整備事業	1,315,000 <sup>千円</sup>	△ 450,000 <sup>千円</sup>	865,000 <sup>千円</sup>	普通貸借又は債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	1,034,000	△ 69,000	965,000			
計	9,444,500	△ 519,000	8,925,500			

## 平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,224,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		464,000 <sup>千円</sup>	580,000 <sup>千円</sup>	1,044,000 <sup>千円</sup>
	1 財産収入	5,000	1,833	6,833
	2 寄附金	10	577,177	577,187
	3 繰越金	990	990	1,980
2 海事文化振興基金収入		50,000	33,700	83,700
	2 寄附金	10	3,700	3,710
	5 繰入金	—	30,000	30,000
3 環境振興基金収入		24,000	73,100	97,100
	1 財産収入	1,500	385	1,885
	2 寄附金	480	50,715	51,195
	5 繰入金	—	22,000	22,000
歳入合計		538,000	686,800	1,224,800

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		464,000 <sup>千円</sup>	580,000 <sup>千円</sup>	1,044,000 <sup>千円</sup>
	1 積立金	6,000	580,000	586,000
2 海事文化振興基金		50,000	33,700	83,700
	1 積立金	1,000	33,700	34,700
3 環境振興基金		24,000	73,100	97,100
	1 積立金	2,000	73,100	75,100
歳出合計		538,000	686,800	1,224,800

## 平成19年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成20年度	273,000千円

## 訓 令

### 訓令第七号

組合内一般

出勤簿処理規程（昭和二十七年訓令第五号）の一部を次の  
よりに改正する。

平成十九年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第七条第一項第三十号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成十九年十一月十五日から施行する。

## 雑 報

新	旧	氏 名
依願退職	企画調整室(計画担当) 技師	齋 藤 英理子  (10月31日)

## 正 誤

平成19年6月1日公報第396号3ページ告示第27号財産の状況表中、無体財産権「一」は「2件」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

## 名古屋港管理組合